

平成25年6月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 配当異議控訴事件〔原審・岐阜地方裁判所多治見支部平成●●年(〇〇)第●●号〕

口頭弁論終結日 平成25年5月14日

判 決

控訴人(1審原告) 有限会社X

被控訴人(1審被告) 国

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 岐阜地方裁判所多治見支部平成●●年(〇〇)第●●号不動産競売事件につき、平成23年11月4日に作成した配当表の「配当実施額等」の欄のうち、被控訴人への配当額898万4500円とあるのを0円に、控訴人への配当額1億0961万1776円とあるのを1億1859万6276円にそれぞれ変更する。

(3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要(以下、略称は原則として原判決の表記に従い、適宜、原判決に

おける記載箇所を示す。)

- 1 本件は、物件A（原判決3頁16行目）及び物件B（同3頁17行目）を共同担保とする根抵当権（同3頁13行目の「本件根抵当権」）の権利者であり、物件Bに係る本件競売事件（同4頁1行目ないし2行目）において、被控訴人の有する公債権（滞納国税債権）に劣後する配当を受けた控訴人（私債権者）が、同公債権は本件競売事件に先立ち配当がされた物件Aに係る別件競売事件（同4頁9行目）で既に優先権が行使された債権であるところ、同一公債権について重ねて同一私債権に対する優先権を行使することは許されないと主張して、本件競売事件における本件配当表（同10頁2行目）の「配当実施額等」欄のうち、被控訴人に対する配当額を0円とし、同配当額を控訴人に配当するよう変更を求めた事案である。

原審は、租税債権の優先権の反復的行使は許されており、反復的行使を制限する配当を行うことは民事執行法上不可能であると判断して、上記請求を棄却したところ、控訴人（1審原告）がこれを不服として控訴した。

- 2 争いのない事実等及び争点

争いのない事実等及び争点は、後記3のとおり原判決を補正し、後記4及び5のとおり、当審における控訴人の主張及び被控訴人の反論（いずれも原審での主張を敷衍するものを含む。）をそれぞれ付加するほかは、原判決2頁26行目ないし11頁1行目に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 3 原判決の補正

- (1) 原判決3頁21行目、22行目、4頁1行目、3行目、8行目、10行目、17行目、24行目、5頁9行目、16行目、26行目、6頁8行目、19行目、7頁1行目、8行目、20行目、8頁13行目、18行目、9頁24行目の各「当裁判所」を、いずれも「岐阜地方裁判所多治見支部」と改める。
- (2) 同6頁17行目の「本年競売事件」を「本件競売事件」と改める。
- (3) 同6頁21行目の「滞納滞納税」を「滞納地方税」と改める。

(4) 同9頁18行目の「746万8888円が」を「746万8888円を」と改める。

(5) 同9頁21行目及び10頁13行目の各「全額が」を、いずれも「全額を」と改める。

4 当審における控訴人の主張

以下のとおり、原判決には、審理不十分なし理由不備の違法（下記（1））、法解釈を誤った違法（下記（2））が存在する。

そして、下記（2）のような特殊事情がある本件では、民事執行法85条2項、民法392条2項という明文のある範囲で、可能な限り競売手続を処理できるように扱うべきである。

(1) 最高裁判所第一小法廷平成11年4月22日判決（原判決11頁10行目ないし21行目。以下「平成11年判決」という。）について

原判決は、平成11年判決と同じく、現行法上、徴収法（原判決4頁20行目）26条を適用したことにより、後行の配当手続において国税、地方税等が再度私債権に優先する結果になることを制限する規定を置いていないことを論拠として、その優先権の反復的行使を許容した。

しかし、規定がない以上、法政策の観点からはいずれの結論も採り得るところ、平成11年判決は、現在求められている規制緩和による金融市場の活性化に逆行し、法学者らからも私法秩序尊重や金融取引への影響の見地から批判されており、同判決から10数年以上が経過した現代の経済情勢の中で、なお維持されなければならない合理的な根拠はもはや見出し難い。

したがって、現代の経済情勢を踏まえて法解釈した場合、優先権の反復的行使を制限する規定が存在しないことは、これを許容する論拠とはなり得ず、平成11年判決の結論が現在もなお妥当するかについて審理せず、論拠を示さない原判決には、審理不十分なし理由不備の違法がある。

(2) 事件併合が可能であること

原判決は、配当を一括して行うことにより公債権の優先権の反復的行使を制限すべき必要性を認めながらも、民事執行法において事件の併合という概念が存在しないことを論拠として、配当を格別に行うほかないと判断した。

しかし、民法392条2項が、同時配当と異時配当の場合とで、担保権を設定している私債権者が別異の扱いを受けることがないように定めていることからすれば、同時配当の可能性がある場合には、民事執行法85条2項により、可能な限り公債権の優先権の反復的行使を避ける配当が実施されるべきである。また、私法秩序尊重の思想（徴収法15条、16条）からすれば、民法392条2項の趣旨をもって徴収法を解釈することは可能である。

しかるところ、本件競売事件と別件競売事件は、入札期間と開札日が同一であり、同時に売却が実施され、配当期日呼出状が同日に発送されていたから、同時配当は十分に可能であったし、売却決定日が同一であり、各配当表を同じ書記官が作成していたから、同書記官において、納付代金の総合計を把握し、控訴人の予測可能性を害しないよう公債権の優先権の反復的行使を認めない配当を実施することは可能であった。また、民事執行法4条、20条、民事訴訟法152条1項によれば、事件の併合は可能である。

したがって、公債権の優先権の反復的行使を制限すべき必要性が認められれば、配当を一括して行うことは可能であって、原判決の上記法解釈は誤りである。

5 当審における被控訴人の反論

(1) 原判決の理解について

控訴人は、原判決が租税の優先権の反復的行使を制限する必要性を認めたとの主張をするが、原判決は、別個の競売事件について同一配当を行うことは不可能であることを判示したにとどまり、そのような必要性があることにまで言及していない。控訴人の上記主張は原判決を正解するものではない。

(2) 事件併合について

事件の併合決定は、裁判所の裁量により職権で行われるもので、当事者に申立権はないし、仮に、本件競売事件と別件競売事件との併合が可能であったとしても、両事件の配当順位は異なっているから、同一配当を行うことはできない。控訴人の主張は、法律の規定がないにもかかわらず、個別の事情を理由として、租税の優先権の反復的行使を認めないような配当を求めるものであり、独自の見解であって失当である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本訴請求は理由がないと判断する。その理由は、後記2のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決12頁6行目末尾に改行の上次のとおり加える。

「この点につき、控訴人は、平成11年判決の結論を現在も維持すべき合理的な根拠がないと主張する。しかし、徴収法は、現在も租税の一般的優先の原則を採用しており、それに一定の制限を加える形で租税と私債権との優劣の調整を図っているのであるから、明文で規定された例外を除いては、租税の一般的優先の原則が適用されると解される。そして、平成11年判決は、この趣旨を述べて、租税の優先権の反復的行使を許容しているのであって、現在もなお妥当するというほかない。控訴人の上記主張は採用できない。」

(2) 同12頁7行目の「同一の」から20行目までを次のとおり改める。

「控訴人は、本件では同時配当が可能であったし、書記官が控訴人の予測可能性を害しないよう公債権の優先権の反復的行使を認めない配当を実施することも可能であったから、そのような配当表を作成すべきであった旨主張する。

しかし、控訴人の主張する予測可能性は、租税の一般的優先の原則が採用

される限度において制限を受けるというべきであり、同時配当が行われれば優先権の反復的行使を避けられ、私債権者である控訴人に有利であるからと
いって、そのような配当を行わねばならないものではない。

また、複数の不動産を対象とする競売事件については、共同担保か否かや同一の競売事件か否かとは無関係に、一括売却（民事執行法61条）の要件を満たさない限りは個別売却が行われるところ、その場合、配当手続は個別に行われ、優先権の反復的行使が可能となるのが通常である。しかも、本件では、物件Aは岐阜県土岐市所在の不動産、物件Bは岐阜県多治見市所在の不動産であり、控訴人自身も両不動産について別個に競売申立てを行っている上、物件Aについては土岐市の交付要求が多治見市のそれに先立ち（原判決4頁の6項）、物件Bについては多治見市の交付要求が土岐市のそれに先立つ（同6頁の7項）など、本件競売事件と別件競売事件について、事件が併合され同時配当が行われることは、本件のような問題が生ずることを予想できなかった当時においては、およそ考えられなかったといえる。結局、控訴人は、そもそも同時配当を期待していたものではなく、別個の競売事件について、偶然にも売却時期が同一となり、配当表を同一書記官が作成したからといって、同時配当を行わなかったことが民事執行法ないし民法に違反するということとはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用できない。」

第4 結論

以上によれば、控訴人の本訴請求は理由がなく、これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判長裁判官 加藤 幸雄

裁判官 達野 ゆき

裁判官

舟橋 伸行